

観観産第191号
平成24年8月2日

高速ツアーバスを企画実施する第1種旅行業者の代表者あて

観光庁観光産業課長

高速ツアーバスにおける安全確保の再徹底について

高速ツアーバス等の安全確保については、本年4月29日に関越自動車道で発生した高速ツアーバスの重大事故を受け、5月から6月の期間に高速ツアーバスを企画実施する旅行業者に対し、集中的立入検査等を実施したほか、6月11日には「高速ツアーバス等貸切バスの安全規制の強化」を策定し、それに基づき、今夏の多客期の安全確保のための緊急対策等を実施してきたところで

す。

しかしながら、本日（8月2日）午前4時10分頃、宮城県白石市の東北自動車道下り線において、乗客35名を乗せた高速ツアーバスが前方を走行していたトラックに衝突し、乗客35名が軽傷を負うという事故が発生しました。

高速ツアーバスについては、4月に重大事故が発生したばかりであり、また現在、今夏の多客期の安全確保のための緊急対策等の様々な対策を実施している最中であるにも関わらず、再びこのような重大な事故が発生してしまったことは大変遺憾であります。

当該事故の発生原因については関係機関において調査中ですが、このような事故が再び発生することがないように、緊急対策の内容を適切に実施し、高速ツアーバスの運行の安全確保に万全を期すようお願い致します。